

## 坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注の建設工事を請負っている業者の皆様へ

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注の建設工事に関して、坂戸、鶴ヶ島下水道組合工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド条項)規定の運用基準を下記のとおり定め、当分の間適用することとしたのでお知らせします。

- 1 「坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用に関する基準」(平成20年8月20日適用)
- 2 「坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事標準請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について」(平成20年10月15日適用)

担 当

坂戸、鶴ヶ島下水道組合

総務課 総務担当

電話 049-283-2051